

商工会議所と専門家が力をあわせて 経営の課題解決に取り組めます

鶴岡商工会議所では、経営指導員による経営相談に加え、会員事業所のアフターコロナを見据えた経営戦略の立案、資金繰り、補助金・助成金申請書類のブラッシュアップ、事業承継、税務・労務・法律相談、商品開発など、経営に関するあらゆるご相談に、専門家ならびに関係機関と連携しながら対応しております。経営の課題解決に是非ご活用ください。

エキスパートバンク

山形県内の商工会議所で実施しております。経営・技術・販売・労務・IT(情報技術)・新規創業など、多くの課題を抱えている小規模事業者、創業予定者のご要請に応じて、その分野の専門家(エキスパート)を直接事業所に派遣し、専門的・実践的な指導アドバイスを行うことにより、問題解決をはかっていく事業です。※小規模企業とは、従業員数が商業・サービス業で5人以下、製造・建設業で20人以下の事業所(宿泊業・娯楽業は20人以下)

鶴岡ビジネス応援隊

鶴岡商工会議所で実施している専門家支援事業です。様々な経営課題を当所経営指導員等と弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士等の外部サポーターが「鶴岡ビジネス応援隊」として一緒にワンストップで相談・支援いたします。

経営安定特別相談室

経営難などにより倒産の危機に直面している中小企業者に対して、経営立て直しのための相談を、経済や中小企業の実情に詳しい中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家が相談に応じ、問題の解決を支援します。相談の申込み、相談内容など、秘密は厳守いたします。

- 例えばこんな時に...
- ☑ 経営計画を策定し売上を向上させたい
 - ☑ 経営改善を図り経営を見直したい
 - ☑ 新商品開発、新分野に進出したい
 - ☑ 販路開拓、拡大を図りたい
 - ☑ ITを活用し経営の効率化を図りたい
 - ☑ ネット販売、ホームページ、SNS活用を図りたい
 - ☑ 効果的な販売促進、広報を行いたい
 - ☑ 照明、陳列、ディスプレイ、客導線など店舗レイアウトを改善したい
 - ☑ 後継者へ事業を継承したい
 - ☑ 労務管理を見直したい
 - ☑ 新規創業したい etc...



あくまでもアドバイスに限定したものであり、例えば書類の作成、実際の手続き業務、具体的な図面やデザイン製作、技能指導等を行う際の材料費等は実費負担となります。

その他支援メニュー

『中小企業119』

中小企業119に登録されている豊富な経営支援の実績のある全国の公的資格を有する専門家が専門的な見地から、皆様の経営相談に対して支援を行います。

中小企業119 <https://chusho119.go.jp/>

『知的財産に関する支援』

一般社団法人山形県発明協会 知財総合支援窓口では、知財支援アドバイザーが、知的財産に関する悩みや課題を解決するための支援を行っており、必要に応じて、知財専門家(弁理士・弁護士など)と共同で支援にあたっております。また、当所では鶴岡市の外部支援窓口の会場となっており、連携した相談体制を作っております。

山形県知財総合支援窓口 <https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/yamagata/>

新型コロナウイルス感染症・ウィズコロナ・ポストコロナに関する 各種支援策のご案内

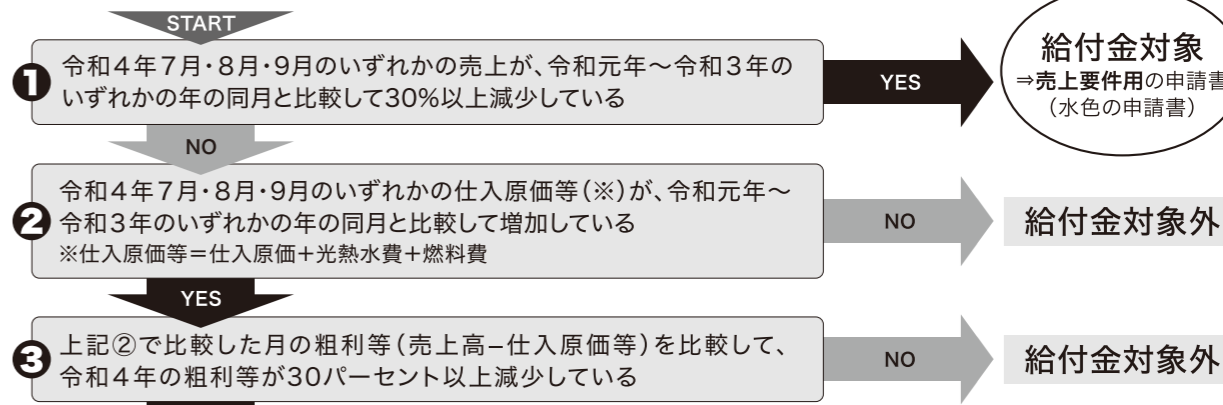


随時
更新中

【山形県】原油価格・物価高騰緊急支援給付金(第2弾)

新型コロナに加え、原油・原材料価格や物価の高騰の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、令和4年7月から9月のいずれかの月の売上または粗利等が、令和元年から令和3年のいずれかの年の同月と比較して、30%以上減少している県内の中小企業・小規模事業者に対して支援する給付金支援金です。

◎粗利等=(売上)-(仕入原価+光熱水費+燃料費の合計)



[申請方法] 給付金事務局へ郵送
[申請期間] 令和4年11月1日(火)～令和5年1月6日(金): 消印有効

給付額	法人	10万円
	個人事業者	5万円

※「山形県運送事業者原油価格高騰支援給付金」との併給はできません

★令和3年9月2日～令和4年8月1日の期間中に創業された事業者には新規創業者向けの「売上要件」「粗利要件」がございませぬ。
「申請書類」は当所に準備しております。

お問い合わせ ▶ 原油価格・物価高騰緊急支援給付金コールセンター ☎0570-001-282



詳しくはこちら

【山形県】コロナ禍における中小企業等事業継続支援事業(抗原検査キット配布)

県内の事業所で新型コロナの感染者等が確認された場合、従業員が安心して出勤できるように、新型コロナウイルス感染症抗原簡易検査キットを配布します。

[対象] 山形県内で過去1週間以内に、従業員またはその家族に新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が確認され、その方々以外の出勤を認め検査キットを活用し事業を継続する事業所

[配布物] 1事業者につき1回あたり簡易検査キット20テスト分
[受付期間] 令和4年7月～当面の間(検査キットがなくなり次第終了)

お問い合わせ ▶ 山形県コロナ禍中小企業等事業継続支援コールセンター ☎0120-146-734



詳しくはこちら

山形県最低賃金が改定されました。
令和4年10/6～
854円
[時間額] 32円UP

日商簿記3級eラーニング講座 開設!
受講料無料
テキスト学習だけでなく不安のある方、苦手分野を克服したい方、動画講義の受講で学習を補強できます!eラーニング講座は、自分のペースで勉強し、分からない点は講師に質問できます。詳しくは当所HPまたは検定係まで。